

# 令和3年度 小矢部川流域下水道 幹線管渠(大口徑)点検調査業務委託仕様書

## (適用範囲)

第1条 この仕様書は、標記業務委託の仕様書として、当該業務に必要な事項について定めるものとする。

## (調査対象)

第2条 調査対象区間は、以下に示す管渠とする。調査は以下に示す年度に実施することとし、これによりがたい場合は、調査職員の承諾を得ること。

- ・下水道幹線管渠点検調査業務
- 小矢部川幹線 小7-1 ~ 小13-1 (調査延長7,430m)
- 高岡幹線 高1(小1-1) ~ 高3-1 (調査延長1,805m)伏越し含まず

## (業務内容)

第3条 業務内容は以下に示すとおりとする。

### (1) 下水道幹線管渠点検調査業務

管渠の調査方法は、TVカメラ調査とする。また、マンホールについては、調査員が地表より目視調査する。なお、調査結果については判定基準に従い、調査報告書を作成することとする。また、判定基準がAランク、Bランクの箇所については、その修繕工法も検討することとする。

#### ア. TV調査

管渠内調査用TVカメラを使用して管渠内の状況を調査する。

マンホール間を1行程とし、TVカメラを移動しながら、直視または側視の映像をモニターテレビに映しだし、必要な事項を記録する。

- ① 本管の調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。
- ② 調査にあたっては、別紙に示す状況について把握できるように全区間撮影(カラー、側視撮影を含む)し、DVD等に収録すること。
- ③ 異常箇所等の必要箇所については、さらに側視撮影(カラー)を追加し、鮮明な画像を収録すること。
- ④ 別紙の基準について判断できるように調査を実施すること。

#### イ. マンホール調査

- ① 側壁、側塊のき裂、損傷の位置、程度
- ② インバートの洗掘、不等沈下の有無
- ③ 足掛け金物の腐食状況
- ④ 土砂の堆積状況
- ⑤ 市町村の接続箇所においては流入状況、副管の異常の有無
- ⑥ 酸素、硫化水素、一酸化炭素及び可燃性ガス等の濃度測定

## (提出書類)

第4条 提出書類は以下に示すとおりとする。

### (1) 業務着手時に提出する書類

#### ア. 業務着手届

- イ. 管理技術者等届(管理技術者または照査技術者として、下水道管理技術認定試験(管路施設)もしくは下水道管路管理主任技士試験の合格者を配置すること)
- ウ. 業務計画書(調査概要、現場組織表、調査計画、調査方法、安全管理、その他調査職員が指示する事項について記載すること)

(2) 完了時に提出する書類

ア. 業務完了届

業務完了届は、年度内に実施した各業務に関する「イ. 調査報告書」を整備の上、提出するものとする。

イ. 調査報告書(ただし、異常箇所を発見した場合は速やかに調査職員に報告すること)

- ① 下水道幹線管渠点検調査結果は、調査職員が承認した報告様式を使用し、業務完了時に1部提出することとする。
  - a. 報告書 1部(別紙3「調査記録表例」参照)
  - b. 調査写真 1部(各測点番号及び異常箇所を発見した際はその状況が判るもの)
  - c. 管渠内部の状況について収録したDVD等の記録媒体
  - d. 酸素等の濃度測定記録表
  - e. その他調査職員が指示した書類

(安全管理等)

第5条

- (1) 事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。
- (2) マンホール、管渠などに入入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働安全衛生法で定める酸素欠乏危険作業主任者を常駐させ、その者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸保護具等を常備すること。また、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、作業の安全管理に万全を期すこと。
- (3) 調査実施前に、調査に必要な道路使用、通行の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。
- (4) 交通誘導員、表示看板、バリケード等を適切に配置し、第三者に対する安全対策に配慮すること。(作業時、開いているマンホールには必ず交通誘導員を個々に配置すること。)
- (5) 調査中は、常時、周辺の住民及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (6) 作業終了後は、マンホール周辺、ゲート室上屋等の清掃を行うこと。
- (7) 作業開始、終了等調査職員に対する連絡、報告を適切に行うこと。
- (8) 調査を実施するにあたり、周辺住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。

(9) 気象情報に十分に注意を払い、出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるように対策を講じておくこと。また、マンホール内の水量増大等危険が予想される場合は、直ちにマンホール内の作業を中止すること。

(10) 局地的な大雨などによる管渠内の急激な増水に備えるため、業務計画書に、⑥ 現場特性の事前把握、⑦ 調査等の中止基準・再開基準の設定、⑧ 迅速に退避するための対応、⑨ 日々の安全管理の徹底等について「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引(案)」を踏まえた安全管理計画を記載し、調査職員の確認を得るとともに、その内容について作業員への周知徹底を図ること。

管渠内作業の標準的な中止基準は、別紙に示すとおりとする。受注者は、別紙の標準的な中止基準を踏まえ、調査箇所ごとに現場特性に応じた中止基準を設定し業務計画書に記載すること。

(11) 発注者が貸与する流域下水道事業計画図、調査対象区間のマンホール図、縦断面図、幹線流入日報等により現場特性の事前把握に努めること。

#### (暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置)

##### 第6条

受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

#### (個人情報の保護)

第7条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### (その他)

##### 第8条

- (1) 受注者は、調査箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等を発見した場合は、すみやかに調査職員に報告すること。
- (2) 設計図書に明示してない事項であっても、調査の遂行上、当然必要なものは受注者の負担において処理すること。
- (3) 受注者は、作業にあたり、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。
- (4) 受注者は、点検調査前に幹線管渠埋設ルート等を十分把握しておくこと。また、このための下水道台帳等の閲覧は、調査職員の許可のもと適宜行うことができるものとする。
- (5) その他この仕様書に定めのないことについては、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

## 個人情報保護取扱特記事項

### 第1 基本的事項

受注者は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### 第2 取得の制限

受注者は、委託事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### 第3 秘密の保持

受注者は、委託事務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### 第4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### 第5 安全確保の措置

受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 第6 従事者への周知及び監督

- 1 受注者は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### 第7 複写又は複製の禁止

受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

### 第8 資料等の返還及び廃棄

- 1 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返還しなけれ

ばならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報記録された資料等（前記1の規定により発注者に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### 第9 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

#### 第10 指示

発注者は、受注者が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

#### 第11 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

#### 第12 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

#### 第13 名称等の公表

発注者は、受注者がこの契約に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

枚 数	表紙共 5枚
設計年月	令和3年 8月

令和3年度

## 小矢部川流域下水道幹線管渠(大口徑)点検調査業務委託 参考数量調書

(公財) 富山県下水道公社  
施設管理課

## 総 括 表

業務委託価格	円
--------	---

消費税相当額	円
--------	---

設 計 額	円
-------	---

履 行 場 所	高岡市米島地内外
---------	----------

履 行 内 容	小矢部川流域下水道幹線の 管渠内調査を行うもの
---------	----------------------------

## 委 託 費 内 訳 表

費 目	細 目	数 量	単 位	金 額	備 考
					下水道施設維持管理積算要領（2020）による。
1. 直接作業費		1.0	式		うち処分費 対象額
直接作業費		1.0	式		うち処分費 対象額
					処分費から直接作業費の3%を控除した額を共通仮設費の対象外とする
共通仮設費		1.0	式		
共通仮設費率分		1.0	式		×
安全費(換気)		1.0	式		
安全費(交通誘導)		1.0	式		
現場管理費		1.0	式		×
2. 委託業務原価		1.0	式		
一般管理費等		1.0	式		×
3. 委託業務価格		1.0	式		



委 託 費 内 訳 表

費 目	細 目	数量	単位	金 額	備 考
4. 委託業務価格		1.0	式		端数処理
5. 消費税		1.0	式		消費税率 10%
6. 設計額		1.0	式		

業務委託明細表						
名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
直接作業費						
1 管渠点検調査						
管渠TV調査	大口徑	9,235	m			一位代価表 第1号
2 報告書作成						
管渠TV調査		9,235	m			一位代価表 第2号
	合 計				0	

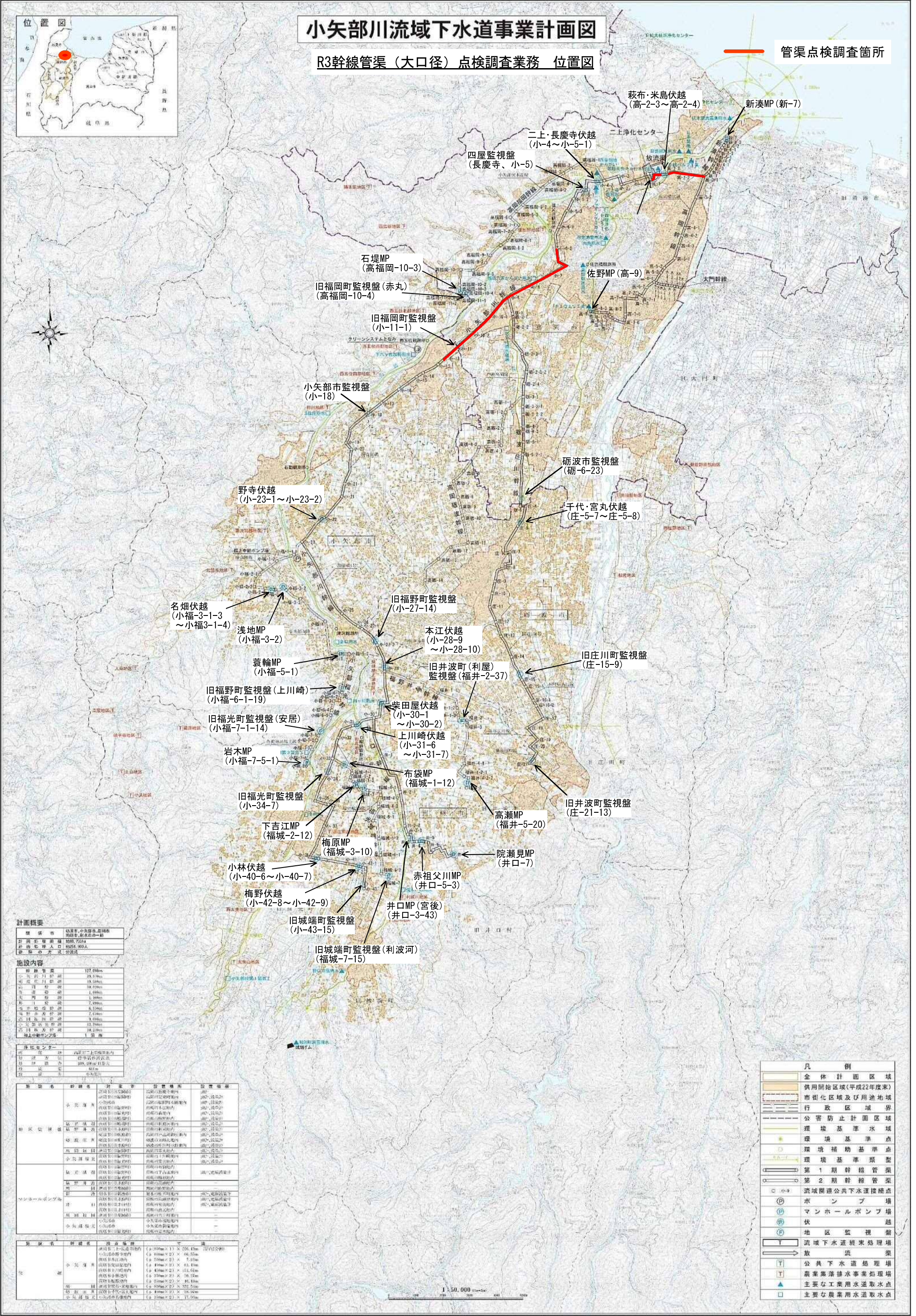




# 小矢部川流域下水道事業計画図

## R3幹線管渠（大口径）点検調査業務 位置図

管渠点検調査箇所



**計画概要**

計画年度	令和5年度～令和7年度
計画区域	小矢部川流域
計画管渠	R3幹線管渠
計画管渠延長	約 10.5km
計画管渠口径	φ1,200mm
計画管渠材質	FRP

**施設内容**

施設名	数量	単位
管渠	10.5	km
ポンプ場	1	箇所
マンホール	100	箇所
伏越	10	箇所
監視盤	10	箇所
井口	10	箇所
その他	10	箇所

施設名	種類	位置	仕様
ポンプ場	第一期	新湊MP (新-7)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m
	第二期	石堤MP (高福岡-10-3)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m
マンホール	第一期	新湊MP (新-7)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m
	第二期	石堤MP (高福岡-10-3)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m
伏越	第一期	新湊MP (新-7)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m
	第二期	石堤MP (高福岡-10-3)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m
監視盤	第一期	新湊MP (新-7)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m
	第二期	石堤MP (高福岡-10-3)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m
井口	第一期	新湊MP (新-7)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m
	第二期	石堤MP (高福岡-10-3)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m

施設名	種類	位置	仕様
管渠	第一期	新湊MP (新-7)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m
	第二期	石堤MP (高福岡-10-3)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m
マンホール	第一期	新湊MP (新-7)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m
	第二期	石堤MP (高福岡-10-3)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m
伏越	第一期	新湊MP (新-7)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m
	第二期	石堤MP (高福岡-10-3)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m
監視盤	第一期	新湊MP (新-7)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m
	第二期	石堤MP (高福岡-10-3)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m
井口	第一期	新湊MP (新-7)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m
	第二期	石堤MP (高福岡-10-3)	φ1,200mm × 1.5m × 2.0m

**凡例**

- 全体計画区域
- 供用開始区域(平成22年度末)
- 市街化区域及び用地地域
- 行政区境界
- 公害防止計画区域
- 環境基準水域
- 環境基準準点
- 環境基準類型
- 第一期幹線管渠
- 第二期幹線管渠
- 流域間連公共下水接続点
- ポンプ場
- マンホール
- 伏越
- 地区監視盤
- 流域下水道終末処理場
- 公共下水道処理場
- 農業集落排水事業処理場
- 主要な工業用水取水点
- 主要な農業用水取水点